

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の 一部変更の概要について

令和元年 9 月 27 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

- 1 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）については、家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。

これを踏まえ、豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する指針については、最終改正から 3 年が経過したことから、平成 30 年 10 月に内容を見直したところ。

- 2 しかしながら、昨年 9 月以降、我が国で発生が拡大している本病の防疫措置において、豚等の飼養農場におけるワクチン接種の考え方、野生いのししへの対応等に再検討を加える必要が生じた。これらに対応し、これ以上の発生拡大を防いで豚等及び野生いのししにおける早期の清浄化を達成するため、本指針の一部変更を行う。

3 本指針の変更の概要

（1）野生いのししの調査

国内の本病の浸潤状況を把握するため、野生いのししから検体を収集し、豚コレラウイルスの有無を調査。併せて、野生いのししの生息状況の把握に努める。

※ これまでは、通知により運用していたところ。

(2) 野生いのししに対する経口ワクチンの散布

野生いのしし対策の有効性の検証結果に基づき、野生いのししにおける感染拡大時の使用の是非について検討することを追加。

(3) 予防的ワクチン接種

これまでの緊急ワクチン接種とは別に、野生いのししにおける感染拡大状況や対策の効果等を踏まえ、予防的ワクチン接種の規定についても追加。

※ 併せて、家畜伝染病予防法第7条において、ワクチン接種等を行った場合、一定の標識により、ワクチン接種等を行った旨の表示をすることとされているところ、同条の手続を定める家畜伝染病予防法施行規則第13条を改正し、ワクチン接種豚に係る標識の種類及び様式を追加。

(4) 早期発見・早期通報の徹底

家畜伝染病予防法第13条の2第1項で規定する豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状を本指針にも明記。

(5) 殺処分前後のねずみ対策等の徹底

発生農場等において、殺処分の前後にねずみ捕獲のための粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等によりねずみ対策等を徹底。

(6) 報告徴求

発生農場の周辺農場や疫学関連農場に対し、移動制限等の措置に加え、毎日の健康観察及び飼養豚の死亡頭数等報告を徴求。

(7) 豚等の再導入の前のモニター豚の導入

モニター豚の導入による農場の清浄性確認を実施。